**○別添 ３**

**【少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示】**

|  |
| --- |
| * 上場会社が上場子会社を有する場合、又は上場会社が親会社（非上場会社を含みます。）を有する場合は、コーポレート・ガバナンス報告書において、少数株主保護及びグループ経営に関する事項について開示を行うことが求められます。 * 上場会社が上場関連会社を有する場合、又は上場会社がその他の関係会社（非上場会社を含みます。）を有する場合は、コーポレート・ガバナンス報告書において、少数株主保護及びグループ経営に関する事項について開示を行うことが望まれます。 * 本資料は、少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の内容をまとめたものです。 * 本資料において記載上のポイントとして示されている事項（記載することが考えられるとされている事項）については、必ずしも全ての事項について網羅的な記載が求められるわけではなく、また、各開示項目における開示内容が記載上のポイントとして示されている事項に限られるわけでもありません。開示が求められる又は開示が望まれる各開示項目について、記載上のポイントを踏まえ、自社の状況に応じて、株主・投資者の投資判断上重要と考えられる内容について開示いただくことが重要となります。 |

〔用語の定義〕

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 定義 |
| 上場子会社 | 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財表規則」といいます。）第８条第３項に規定する子会社のうち国内の金融商品取引所に上場している会社 |
| 親会社 | 財表規則第８条第３項に規定する親会社 |
| 上場関連会社 | 財表規則第８条第５項に規定する関連会社のうち国内の金融商品取引所に上場している会社 |
| その他の関係会社 | 財表規則第８条第８項に規定するその他の関係会社 |

**１．上場子会社を有する上場会社における情報開示**

* **概要**

上場会社が上場子会社を有する場合、上場子会社には少数株主（一般株主）が存在することによるグループ経営上の影響（少数株主への配慮が必要となることによるグループ経営上の制約や、上場子会社の経済的利益の外部流出など）が生じていると考えらます。したがって、そのような状況においてどのようにグループの全体最適を図っているのかという観点から、上場子会社に関するグループ経営の状況が当該上場会社への投資判断上重要な情報となると考えられます。

これを踏まえ、上場子会社を有する場合においては、以下の項目について記載してください。

・グループ経営に関する考え方及び方針

・当該考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義

・上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

あわせて、以下の項目について記載することが望まれます。

・上場子会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含みます。）を締結している場合は、その内容

なお、後記２．のとおり、上場子会社においても、親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針や、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約について開示することが望まれます。上場子会社がその少数株主に対して充実した情報開示を行うことを可能にするため、上場子会社を有する場合は、当該上場子会社の情報開示に十分に協力することが期待されます。

* **記載内容**
  + 上場子会社を複数有する場合、上場子会社を有する意義や上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策については、上場子会社ごとに記載してください。ただし、上場子会社の中に資本上の階層構造がある場合（上場子会社の資本下位にいわゆる上場孫会社を有する場合など）は、資本直下の上場子会社について記載した上で、さらに資本下位の上場子会社（いわゆる上場孫会社など）については、資本直下の上場子会社など他の上場子会社のコーポレート・ガバナンス報告書を参照すべき旨を記載することで代えることでも差し支えありません。
  + 記載内容に該当する内容を有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのＵＲＬなど）を本欄に記載する方法とすることでも差し支えありません。
  + 記載上のポイントとして示された各事項については、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合など、開示が困難である場合にまで開示を期待するものではありません（以下の「記載上のポイント」欄の中でも、開示が困難である場合の例を記載しています。）。そのような場合であっても、一定程度抽象化するなどして、可能な範囲で開示することが考えられます。

| 開示項目 | 記載上のポイント |
| --- | --- |
| * グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義 | * グループとしての企業価値の最大化の観点を踏まえて、グループ経営に関する考え方・方針を記載した上で、それと関連付けた形で、現時点における上場子会社を有する意義を記載してください。 |
| ◇ グループ経営に関する考え方及び方針 | * グループ経営において上場子会社をどのように保有・管理しているのかに関する考え方・方針等を記載してください。 * 事業ポートフォリオ戦略に関する基本的な考え方・方針を記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 * 上場子会社の保有についての考え方・方針（例えば、保有割合の維持・増加・減少の方針、買収・提携時に上場維持に関する合意がある場合はその内容など） * 上場子会社と他のグループ会社保有形態との使い分け（例えば、完全子会社、それ以外の子会社、関連会社という保有比率の使い分けや上場・非上場の使い分けなど）についての考え方・方針 * グループ内における事業機会・事業分野の調整・配分についての考え方・方針（例えば、上場子会社を対象にした事業機会・事業分野の調整・配分の有無やその方針・プロセスなど） * 事業ポートフォリオの検討・見直しについての考え方・方針（例えば、検討・見直しのプロセス、検討・見直しの際の観点、検討・見直しの実施頻度など）や実際の実施状況 * 上場子会社の保有についての考え方・方針等について、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合にまで開示を期待するものではありません。そのような場合、上場子会社の保有についての考え方・方針自体ではなく、事業ポートフォリオの検討・見直しの考え方・方針や実際の実施状況を記載することが考えられます。 * グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関する基本的な考え方・方針を記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 * 上場子会社とのグループ経営方針・経営戦略の共有の有無や内容 * 上場子会社における意思決定プロセスへの関与の有無や内容（例えば、承諾・協議事項の有無や項目など） * 資金管理体制における上場子会社の取扱い（例えば、上場子会社を対象にキャッシュ・マネジメント・システムを活用している場合は、その意義など） * グループ管理体制について、経営上の支障が生じる場合まで開示を期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容や定性的な内容で記載することも考えられます。 |
| ◇ 当該考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義 | * 上記のグループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義として、グループとしての企業価値の最大化の観点を踏まえて、子会社として保有することの合理性とその子会社を上場しておくことの合理性の双方について記載してください。 * 上場子会社の状態が生じた時点ではなく、現時点における合理性について記載してください。 * 子会社を上場しておくことの合理性については、以下のような観点から記載することが考えられます。 * 上場子会社として保有するに至った経緯（例えば、グループ会社の新規上場又は上場会社の買収・提携によることやその際の目的など） * 上場子会社であることのメリットやデメリット（例えば、少数株主への配慮が必要になることに伴う制約や上場子会社の経済的利益の外部流出など）についての考え方 * 完全子会社等の他のグループ会社保有形態と比べての合理性 |
| * 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策 | * 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策について記載してください。 * 上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針について記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 * 上場子会社の役員の選解任に関する議決権行使の考え方・方針（例えば、議案を個別に検討する際の考慮要素など） * 上場子会社における役員の指名プロセスへの関与についての考え方・方針（例えば、協議・推薦・派遣による親会社としての意向の反映の有無やその方法など） * 役員のうち独立役員の選解任について特に配慮している場合は、その内容を明確化して記載することが考えられます。 * 上場子会社に（法定又は任意の）指名委員会が設置されている場合は、指名委員会の判断と自社の議決権行使との関係について記載することが考えられます。 * 少数株主保護の観点から必要な上場子会社における独立性確保のための方策等を記載することが考えられます。 * 独立性確保の内容としては、自社と上場子会社の少数株主の間で利益相反が生じない状況を確保することを想定しており、上場子会社が自社からの一切の関与・影響を受けない状況を確保することまでを必ずしも想定しているものではありません。 |
| * グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約 | * 該当するものとして、例えば、グループ経営（運営、管理）に関する契約（協定・合意書）等の名称で締結している契約や、資本業務提携時や公開買付時に締結された契約（協定・合意書）などが考えられます。 * 契約以外の名称で行われる合意を含みます。 |

**２．親会社を有する上場会社における情報開示**

* **概要**

上場会社が親会社（非上場会社を含みます。）を有する場合、親会社との取引や親会社による事業機会・事業分野の調整・配分等の場面における当該上場会社及び少数株主と親会社の間の利益相反リスクが存在すると考えられます。したがって、どのようにこのような利益相反リスクに対処しているかという観点から、利益相反リスクの状況やそれに対する上場会社の対応内容が当該上場会社への投資判断上重要な情報となると考えられます。

これを踏まえ、親会社を有する場合においては、以下の項目について記載してください。

・少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

あわせて、以下の項目についても記載することが望まれます。

・親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

・当該考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含みます。）を締結している場合は、その内容

* **記載内容**
  + 親会社を複数有する場合（親会社がさらに親会社を有する場合など）は、親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針については、資本直上の親会社又は資本最上位の親会社など、自社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、それらの会社）について記載することが考えられます。
  + 記載内容に該当する内容を、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのＵＲＬなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。
  + 記載上のポイントとして示された各事項については、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合など、開示が困難である場合にまで開示を期待するものではありません（以下の「記載上のポイント」欄の中でも、開示が困難である場合の例を記載しています。）。そのような場合であっても、一定程度抽象化するなどして、可能な範囲で開示することが考えられます。

| 開示項目 | 記載上のポイント |
| --- | --- |
| * 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針 | * 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針のうち、自社への重要な影響がある事項を記載することが望まれます。 * 特に、以下の事項について記載することが考えられます。 * 親会社の事業ポートフォリオ戦略における自社の位置付け * 親会社のグループ内における事業領域の棲み分けについて、現在の状況や今後の見通し * 親会社との間で資金管理を行っている場合（親会社のキャッシュ・マネジメント・システムへの参加など）は、その意義 * 親会社がグループ経営を行っていない場合（例えば、非上場の資産管理会社である場合など）については、代わりにその状況を記載することが考えられます。 |
| * 少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等 | * 少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等を記載してください。 * 独立性確保の内容としては、自社の少数株主と親会社の間で利益相反が生じない状況を確保することを想定しており、自社が親会社からの一切の関与・影響を受けない状況を確保することまでを必ずしも想定しているものではありません。 * 意思決定プロセスへの親会社の関与の有無や内容（承諾・協議事項の有無や項目など）を記載することが考えられます。 * 親会社の関与の内容について、経営上の支障が生じる場合にまで開示を期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容や定性的な内容で記載することも考えられます。 * 親会社からの独立性確保のために特別委員会を設置する場合（特別委員会を非常設としている場合も含みます。）は、以下の事項を記載することが考えられます。 * 常設又は非常設の別 * 委員会構成の親会社からの独立性に関する考え方、委員の構成 * 審議項目や権限・役割 * 実際の活動状況（例えば、開催頻度、審議項目、個々の委員の出席状況など） * 特別委員会を非常設とする場合は、事前に定める設置時の委員構成や審議項目（設置要件）等について記載することが考えられます。 * 審議項目については、経営上の支障が生じ得るような個々の具体的な審議内容の開示までを期待するものでありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容で記載することも考えられます。 * 独立役員の親会社からの独立性確保という観点から任意の指名委員会を活用している場合は、その活用方法や役割について記載することが考えられます。 * 任意の指名委員会について記載する報告書の他の欄において親会社からの独立性確保の観点にも言及している場合は、その記載を参照することでも差し支えありません。 * 独立役員の選解任における親会社の議決権行使の考え方・方針（自社が法定又は任意の指名委員会を設置している場合、指名委員会の役割を踏まえての議決権行使の考え方・方針を含む）を自社において把握している場合（親会社が開示している場合や親会社との間で確認している場合など）は、それを記載することが考えられます。 |
| * 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関連した契約 | * 該当するものとして、例えば、グループ経営（運営、管理）に関する契約（協定・合意書）等の名称で締結している契約や、資本業務提携時や公開買付時に締結された契約（協定・合意書）などが考えられます。 * 契約以外の名称で行われる合意を含みます。 |

**３．上場関連会社を有する上場会社における情報開示**

* **概要**

上場会社が上場関連会社を有する場合、自社と上場関連会社との関係や自社から見た上場関連会社の位置付け、上場関連会社に対する自社の影響力やそれに伴う自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反のリスクの程度は様々であり、上場関連会社との関係において自社がどのような状況にあるのかは、当該上場会社への投資判断上重要な情報となり得ると考えられます。

これを踏まえ、上場関連会社を有する場合においては、自社と上場関連会社との関係や自社から見た上場関連会社の位置付け、上場関連会社に対する自社の影響力の程度等に応じて、以下の項目について記載することが望まれます。

・グループ経営に関する考え方及び方針

・当該考え方及び方針を踏まえた上場関連会社を有する意義

・上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

上記の項目の全部又は一部に相当する状況が存在していない（記載すべき事項がない）場合も考えられますが、そのような場合においては、上記の項目に相当する状況が存在していないということ自体（そのような自社の状況自体）を説明することが望まれます。

また、これらに加え、以下の項目について開示することが望まれます。

・上場関連会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含みます。）を締結している場合は、その内容

なお、後記４．のとおり、上場関連会社においても、その他の関係会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針や、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約について開示することが望まれます。上場関連会社がその少数株主に対して充実した情報開示を行うことを可能にするため、上場関連会社を有する場合は、当該上場関連会社の情報開示に十分に協力することが期待されます。

* **記載内容**
  + 各開示項目について、自社の状況（自社と上場関連会社との関係や自社から見た上場関連会社の位置付け、上場関連会社に対する自社の影響力やそれに伴う自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反のリスクの程度など）に照らして、投資判断上の重要性に応じて記載することが望まれます。例えば、投資判断上の重要性の程度によっては、簡潔な内容で記載することも考えられます。
  + 上場関連会社を複数有する場合は、投資判断上の重要性に応じて、上場関連会社ごとに個別に記載することや、複数の上場関連会社についてまとめて記載することが考えられます。
  + 自社と他の会社との間で上場関連会社の経営方針等を共有している場合（例えば、他の会社との間で提携契約や出資契約を締結している場合など）で、議決権保有比率の合計が過半数を超えているときは、各開示項目について投資判断上の重要性が高い状況であると考えられます。
  + 記載内容に該当する内容を、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのＵＲＬなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。
  + 記載上のポイントとして示された各事項については、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合など、開示が困難である場合にまで開示を期待するものではありません（以下の「記載上のポイント」欄の中でも、開示が困難である場合の例を記載しています。）。そのような場合であっても、一定程度抽象化するなどして、可能な範囲で開示することが考えられます。

| 開示項目 | | 記載上のポイント |
| --- | --- | --- |
| * グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場関連会社を有する意義 | | * 自社及び上場関連会社に関する状況に応じて、以下のいずれかの開示を行うことが望まれます。  1. グループとしての企業価値の最大化の観点を踏まえて、グループ経営に関する考え方・方針を記載した上で、それと関連付けた形で、現時点における上場関連会社を有する意義を記載することが望まれます。  * 例えば、上場関連会社をグループ経営の対象としている場合には、このような記載を行うことが考えられます。  1. グループ経営に関する考え方及び方針やそれを踏まえた上場関連会社を有する意義に相当する事項が存在していない（記載すべき事項がない）場合は、これに代えて、自社と当該上場関連会社との関係について説明することが望まれます。  * 例えば、上場関連会社が自社のグループ経営の対象に含まれていない場合には、このような記載を行うことが考えられます。 |
|  | * グループ経営に関する考え方及び方針【①の場合】 | * グループ経営において上場関連会社をどのように保有・管理しているのかに関する考え方・方針等を記載することが望まれます。 * 事業ポートフォリオ戦略に関する基本的な考え方・方針を記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 * 上場関連会社の保有についての考え方・方針（例えば、保有割合の維持・増加・減少の方針、株式取得・提携時に上場維持に関する合意がある場合はその内容など） * 上場関連会社と他のグループ会社保有形態との使い分け（例えば、完全子会社、それ以外の子会社、関連会社という保有比率の使い分けや上場・非上場の使い分けなど）についての考え方・方針 * グループ内における事業機会・事業分野の調整・配分についての考え方・方針（例えば、上場関連会社を対象にした事業機会・事業分野の調整・配分の有無やその方針・プロセスなど） * 事業ポートフォリオの検討・見直しについての考え方・方針（例えば、検討・見直しのプロセス、検討・見直しの際の観点、検討・見直しの実施頻度など）や実際の実施状況 * 上場関連会社の保有についての考え方・方針等について、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合にまで開示を期待するものではありません。そのような場合、上場関連会社の保有についての考え方・方針自体ではなく、事業ポートフォリオの検討・見直しの考え方・方針や実際の実施状況を記載することが考えられます。 * グループ管理体制における上場関連会社の取扱いに関する基本的な考え方・方針を記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 * 上場関連会社とのグループ経営方針・経営戦略の共有の有無や内容 * 上場関連会社における意思決定プロセスへの関与の有無や内容（例えば、承諾・協議事項の有無や項目など） * 資金管理体制における上場関連会社の取扱い（例えば、上場関連会社を対象にキャッシュ・マネジメント・システムを活用している場合は、その意義など） * グループ管理体制について、経営上の支障が生じる場合まで開示を期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容や定性的な内容で記載することも考えられます。 |
|  | * 当該考え方及び方針を踏まえた上場関連会社を有する意義【①の場合】 | * 上記のグループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場関連会社を有する意義として、グループとしての企業価値の最大化の観点を踏まえて、上場関連会社として保有することの合理性について記載することが望まれます。 * 上場関連会社の状態が生じた時点ではなく、現時点における合理性について記載してください。 * 上場関連会社として保有することの合理性については、以下のような観点から記載することが考えられます。 * 上場関連会社として保有するに至った経緯（例えば、グループ会社の新規上場又は上場会社の株式取得・提携によることやその際の目的など） * 上場関連会社であることのメリットやデメリットについての考え方 * 完全子会社等の他のグループ会社保有形態と比べての合理性 |
|  | * 自社と上場関連会社との関係【②の場合】 | * グループ経営に関する考え方及び方針やそれを踏まえた上場関連会社を有する意義に代えて、自社と当該上場関連会社との関係について説明することが望まれます。 * その際には、特に、以下の事項について説明することが考えられます。 * グループ管理体制がないこと（例えば、経営方針・経営戦略の共有がないことや事業ポートフォリオ内の一事業としての位置付けがないことなど） * 資本関係の目的（例えば、純投資目的や事業上の具体的な目的など） |
| * 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策 | | * 自社及び上場関連会社に関する状況に応じて、以下のいずれかの開示を行うことが望まれます。  1. 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策等について記載することが望まれます。  * 例えば、少数株主保護の観点から独立性確保のための特段の対応を講じている場合には、このような記載を行うことが考えられます。  1. 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策に相当する事項が存在していない（記載すべき事項がない）場合には、これに代えて、自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反リスクへの懸念が小さいことについて、自社と上場関連会社との関係や上場関連会社に対する自社の影響力の程度に基づいて説明することが望まれます。  * 自社が上場関連会社に対して強い影響力を行使する状況にはなく、少数株主保護の観点から独立性確保のための特段の対応を講じていない（不要と考えている）場合には、このような記載を行うことが考えられます。 |
|  | * 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策【①の場合】 | * 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策について記載することが望まれます。 * 上場関連会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対するグループ経営上の関与の方針について記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 * 上場関連会社の役員の選解任に関する議決権行使の考え方・方針（例えば、議案を個別に検討する際の考慮要素など） * 上場関連会社における役員の指名プロセスへの関与についての考え方・方針（例えば、協議・推薦・派遣による自社の意向の反映の有無やその方法など） * 役員のうち独立役員の選解任について特に配慮している場合は、その内容を明確化して記載することが考えられます。 * 上場関連会社に（法定又は任意の）指名委員会が設置されている場合は、指名委員会の判断と自社の議決権行使との関係について記載することが考えられます。 * 少数株主保護の観点から必要な上場関連会社における独立性確保のための方策等を記載することが考えられます。 * 独立性確保の内容としては、自社と上場関連会社の少数株主の間で利益相反が生じない状況を確保することを想定しており、上場関連会社が自社からの一切の関与・影響を受けない状況を確保することまでを必ずしも想定しているものではありません。 |
|  | * 自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反リスクへの懸念が小さいこと 【②の場合】 | * 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策に代えて、自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反リスクへの懸念が小さいこと（したがって、少数株主保護の観点から必要な上場関連会社における独立性確保のための特段の対応は不要としていること）について、自社と上場関連会社との関係や上場関連会社に対する自社の影響力の程度に基づいて説明することが望まれます。 * その際には、以下のような観点から説明することが考えられます。 * 議決権保有を通じた影響力の程度（例えば、上場関連会社における近時の株主総会での議決権行使率と自社の議決権保有比率を照らし合わせて見た場合の実質的な影響力の程度など） * 上場関連会社における意思決定プロセスへの関与の有無や内容（例えば、承諾・協議事項の有無や項目など） * 人的関係（例えば、役員派遣など）や取引関係の有無や内容 * 上記に関連した契約の有無や内容 |
| * グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約 | | * 該当するものとして、例えば、グループ経営（運営、管理）に関する契約（協定・合意書）等の名称で締結している契約や、資本業務提携時や公開買付時に締結された契約（協定・合意書）などが考えられます。 * 契約以外の名称で行われる合意を含みます。 |

**４．その他の関係会社を有する上場会社における情報開示**

* **概要**

上場会社がその他の関係会社又はその他の関係会社の親会社（以下「その他の関係会社等」といいます。）（非上場であるその他の関係会社又はその他の関係会社の親会社を含みます。）を有する場合、自社とその他の関係会社等との関係、自社に対するその他の関係会社等の影響力やそれに伴う自社の少数株主とその他の関係会社等の間の利益相反のリスクの程度は様々であり、その他の関係会社等との関係において自社がどのような状況にあるのかは、当該上場会社への投資判断上重要な情報となり得ると考えられます。

これを踏まえ、その他の関係会社等を有する場合においては、自社とその他の関係会社等との関係や自社に対するその他の関係会社等の影響力の程度等に応じて、以下の項目について記載することが望まれます。

・その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針

・少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等

上記の項目の全部又は一部に相当する状況が存在していない（記載すべき事項がない）場合も考えられますが、そのような場合においては、上記の項目に相当する状況が存在していないということ自体（そのような自社の状況自体）を説明することが望まれます。

また、これらに加え、以下の項目について記載することが望まれます。

・上場関連会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含みます。）を締結している場合は、その内容

* **記載内容**
  + 各開示項目について、自社の状況（自社とその他の関係会社等との関係、自社に対するその他の関係会社等の影響力やそれに伴う自社の少数株主とその他の関係会社等の間の利益相反のリスクの程度など）に照らして、投資判断上の重要性に応じて記載することが望まれます。例えば、投資判断上の重要性の程度によっては、簡潔な内容で記載することも考えられます。
  + その他の関係会社等が複数ある場合は、それらのうち、最も議決権保有割合の大きいその他の関係会社又は資本最上位の会社（その他の関係会社の親会社）など、自社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、それらの会社）について記載することが考えられます。
  + 複数のその他の関係会社が自社の経営方針等を共有している場合（例えば、その他の関係会社の間で提携契約や出資契約を締結している場合など）で、それらの会社の議決権保有比率の合計が過半数を超えているときは、各開示項目について投資判断上の重要性が高い状況であると考えられます。
  + その他の関係会社等に関する事項について、当該その他の関係会社等のコーポレート・ガバナンス報告書に記載されている場合には、その内容を参照することでも差し支えありません。
  + 記載内容に該当する内容を、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのＵＲＬなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。
  + 記載上のポイントとして示された各事項については、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合など、開示が困難である場合にまで開示を期待するものではありません（以下の「記載上のポイント」欄の中でも、開示が困難である場合の例を記載しています。）。そのような場合であっても、一定程度抽象化するなどして、可能な範囲で開示することが考えられます。

| 開示項目 | | 記載上のポイント |
| --- | --- | --- |
| * その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針 | | * 自社及びその他の関係会社等（その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社）に関する状況に応じて、以下のいずれかの開示を行うことが望まれます。  1. その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針を記載することが望まれます。  * 例えば、自社がその他の関係会社等のグループ経営の対象に含まれている場合には、このような記載を行うことが考えられます。  1. その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針に相当する事項が存在していない（記載すべき事項がない）場合は、これに代えて、自社と当該その他の関係会社等との関係について説明することが望まれます。  * 例えば、自社がその他の関係会社等のグループ経営の対象に含まれていない場合には、このような記載を行うことが考えられます。 |
|  | * その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針【①の場合】 | * その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針のうち、自社への重要な影響がある事項を記載することが望まれます。 * 特に、以下の事項について記載することが考えられます。 * その他の関係会社等の事業ポートフォリオ戦略における自社の位置付け * その他の関係会社等のグループ内における事業領域の棲み分けについて、現在の状況や今後の見通し * その他の関係会社等との間で資金管理を行っている場合（その他の関係会社等のキャッシュ・マネジメント・システムへの参加など）は、その意義 |
|  | * 自社とその他の関係会社等との関係【②の場合】 | * その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針に代えて、自社と当該その他の関係会社等との関係について説明することが望まれます。 * その際には、特に、以下の事項について説明することが考えられます。 * グループ管理体制がないこと（例えば、経営方針・経営戦略の共有がないことや事業ポートフォリオ内の一事業としての位置付けがないことなど） * その他の関係会社等の属性（例えば、非上場の資産管理会社であることなど） * 資本関係の目的（例えば、純投資目的や事業上の具体的な目的など） |
| * 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等 | | * 自社及びその他の関係会社等に関する状況に応じて、以下のいずれかの開示を行うことが望まれます。  1. 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等について記載することが望まれます。  * 例えば、自社に対するその他の関係会社等の影響力が強く、少数株主保護の観点から独立性確保のために特段の対応を講じている場合には、このような記載を行うことが考えられます。  1. 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等に相当する事項が存在していない（記載すべき事項がない）場合は、自社の少数株主とその他の関係会社等の間の利益相反リスクへの懸念が小さいことについて、自社とその他の関係会社等の関係や自社に対するその他の関係会社等の対する影響力の程度に基づいて説明することが望まれます。  * 例えば、自社に対するその他の関係会社等の影響力は強くはなく、少数株主保護の観点から独立性確保のために特段の対応は講じていない場合には、このような記載を行うことが考えられます。 |
|  | * 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等【①の場合】 | * 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等を記載することが望まれます。 * 独立性確保の内容としては、自社の少数株主会社とその他の関係会社等の間で利益相反が生じない状況を確保することを想定しており、自社がその他の関係会社等からの一切の関与・影響を受けない状況を確保することまでを必ずしも想定しているものではありません。 * 意思決定プロセスへのその他の関係会社等の関与の有無や内容（承諾・協議事項の有無や項目など）を記載することが考えられます。 * その他の関係会社等の関与の内容について、経営上の支障が生じる場合にまで開示を期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容や定性的な内容で記載することも考えられます。 * その他の関係会社等からの独立性確保のために特別委員会を設置する場合（特別委員会を非常設としている場合も含みます。）は、以下の事項を記載することが考えられます。 * 常設又は非常設の別 * 委員会構成のその他の関係会社等からの独立性に関する考え方、委員の構成 * 審議項目や権限・役割 * 実際の活動状況（例えば、開催頻度、審議項目、個々の委員の出席状況など） * 特別委員会を非常設とする場合は、事前に定める設置時の委員構成や審議項目（設置要件）等について記載することが考えられます。 * 審議項目については、経営上の支障が生じ得るような個々の具体的な審議内容の開示までを期待するものでありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容で記載することも考えられます。 * 独立役員のその他の関係会社等からの独立性確保という観点から任意の指名委員会を活用している場合は、その活用方法や役割について記載することが考えられます。 * 任意の指名委員会について記載する報告書の他の欄においてその他の関係会社等からの独立性確保の観点にも言及している場合は、その記載を参照することでも差し支えありません。 * 独立役員の選解任におけるその他の関係会社等の議決権行使の考え方・方針（自社が法定又は任意の指名委員会を設置している場合、指名委員会の役割を踏まえての議決権行使の考え方・方針を含む）を自社において把握している場合（その他の関係会社等が開示している場合やその他の関係会社等との間で確認している場合など）は、それを記載することが考えられます。 |
|  | * 自社の少数株主とその他の関係会社等の間の利益相反リスクへの懸念が小さいこと【②の場合】 | * 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等に代えて、自社の少数株主とその他の関係会社等の間の利益相反リスクへの懸念が小さいこと（したがって、少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保のための特段の対応は不要としていること）について、自社とその他の関係会社等との関係や自社に対するその他の関係会社等の影響力の程度に基づいて説明することが望まれます。 * その際には、以下のような観点から説明することが考えられます。 * 議決権保有を通じた影響力の程度（例えば、自社における近時の株主総会での議決権行使率とその他の関係会社等の議決権保有比率を照らし合わせて見た場合の実質的な影響力の程度など） * 自社の意思決定プロセスへのその他の関係会社等の関与の有無や内容（例えば、承諾・協議事項の有無や項目など） * 人的関係（例えば、役員派遣など）や取引関係の有無や内容 * 上記に関連した契約の有無や内容 |
| * その他の関係会社等のグループ経営に関する考え方及び方針に関連した契約 | | * 該当するものとして、例えば、グループ経営（運営、管理）に関する契約（協定・合意書）等の名称で締結している契約や、資本業務提携時や公開買付時に締結された契約（協定・合意書）などが考えられます。 * 契約以外の名称で行われる合意を含みます。 |